

原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議
第12回議事録

原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議（第12回） 議事次第

日 時 平成25年12月10日（火） 17:59～19:05

場 所 中央合同庁舎第4号館4階共用第4特別会議室

議 題

1. 原子力委員会の在り方の見直しについて

○森田座長 皆様、こんばんは。それでは、ただいまより第12回の「原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議」を開催させていただきます。

まず冒頭に、山本大臣から御挨拶をお願いいたします。

○山本大臣 本日もお忙しい中、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。本当に短い間、これまで12回にわたって原子力委員会の在り方の見直しについて御検討を進めていただきました。これまでの検討の中で、他の機関で担うべきもの、担えるものについてはしっかりとそちらに任せて、原子力委員会は真に担うべき仕事に絞ってやっていくという大きな方向性のもとで、委員会の在り方、後継組織の在り方、あるいは所掌について皆様に議論をいただいたと思います。

議論については、城山座長代理と増田委員の御指示のもとで報告書の形にまとめたので、本日はそれをもとに御審議をいただき、原子力委員会の抜本的な見直しについて取りまとめをしていただければと考えております。

何度も申し上げますが、この短い間、集中的な審議で大変御負担をおかけしましたが、これまでの御協力に感謝を申し上げますと同時に、きょうも、最後の仕上げでございますので、闊達な御議論をいただきますようお願い申し上げます、一言御挨拶にかえたいと思います。

○森田座長 どうもありがとうございました。

続きまして、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○石井参事官 まず最初に、開始時間が1時間おくれたことについて必ずしも全員の皆さんに連絡できなかったことを、この場をかりてお詫び申し上げます。

それでは、議事次第に沿って資料の確認をさせていただきます。

資料1-1「組織に関する議論のとりまとめ（修正反映版）」でございます。

資料1-2「組織に関する議論のとりまとめ（修正履歴付）」でございます。

資料2「原子力委員会の在り方見直しについて（案）」、報告書でございます。

参考資料1として「原子力委員会設置法」でございます。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございました。

本日は、橋川委員、山地委員は御欠席との連絡をいただいております。また、城山委員は少しおくれて出席されるということでございます。

そのほか、開始がおくれたこともございまして、後の予定がおありの方が何人かいらっしゃるということでございますので、最後でございますけれども、なるべく効率的に審議を進めていただければと思います。御協力、よろしくお願いいたします。

また、本日も原子力委員会の近藤委員長、内閣府、外務省、文部科学省、経済産業省、原子力規制庁には御出席いただいております。関係府省の方は、毎回同じことでございますけれども、基本的には質問にお答えいただくために出席いただいているということでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、前回の議論を踏まえて修正しました「組織に関する議論のとりまとめ」と、先週、私からお願いいたしました機能（所掌事務）と組織に関する議論をあわせて報告書の形式にしたものを御用意いただいております。資料につきましては事前に委員に送らせていただきまして、事前にいただいた御意見については検討の上修正を加えております。

それでは、これらにつきまして要点を。本来ならこれは城山委員から御説明いただくところでございますけれども、きょうは所用でちょっとおくられているということでございますので、城山委員の作業を手伝われた石井参事官からよろしくお願いいたします。

○石井参事官 まず、資料1-1と1-2、「組織に関する議論のとりまとめ」でございますが、資料1-2に修正履歴がございますので、こちらに沿って御説明させていただきます。

まず、資料1-2の1の「（１）平和利用と核不拡散」のところですが、「国際的な」と書いてあったところについて「国内外の原子力に関する情報の収集」という形に修正してございます。

それから、（２）の放射線廃棄物の処理・処分の関係は、一部記述が十分でない点がありましたので、特に「これまで取組のなされていない」というふうに限定的に書いてあったところを削除して、広く捉えるようにして「放射線廃棄物の処理・処分等」ということで、処理・処分以外も含めて、貯蔵という御指摘がございましたので、そういったものも入れた形に修正してございます。

続きまして、２ページ目「（３）原子力利用に関する重要事項に関すること」の「組織の在り方を議論する上で必要となる方向性」の２つ目のパラグラフでございます。「事故対応の緊急性の度合いは必ずしも高くないが、委員会としての即応性」というところはなじまないのではないかという御指摘がありましたので、修正いたしまして「なお、委員会としては事故等において生じる関連する様々な課題に対し、第三者的立場から能動的かつ迅速に対応する必要性」というように修正してございます。

２ページ目の下のところでございます。「２．組織に関する論点」の「（１）他の機関との関係」で、原子力規制委員会との関係のところになりますけれども、「必要があれば規制の在り方についても新委員会で」、新委員会というのは新しい原子力委員会ということでございますが、「会」の字が違っています。申しわけございません。「新委員会で議論を行う」ということ。それから「平和利用等に関する規制について議論を行う際は、原子力規制委員会の独立性を尊重する」ということで、客観性というのは当たらないのではないかということで削除してございます。

続きまして、４ページ目でございます。「（３）原子力委員会の今後の在り方」の「方向性」の部分になりますけれども、２つ目のパラグラフと３つ目のパラグラフの位置がちょっと逆ではないかという御指摘が森田座長からございまして、この順番を入れかえてございます。順番を変えた関係で「新たな原子力委員会」というのを上のところに入れてい

るということでございます。これについては、以降「新委員会」という書き方に直しております。

それから、下から3つ目のパラグラフでございますが、新委員会について委員長の部分ですけれども、「強い指導力を持って調整を行える者」の「調整」はなくてもよろしいのではないかというコメントがございましたので、「強い指導力を持つことが求められる」と修正してございます。

次の5ページ目でございます。「新委員会には1名から2名の常勤委員」と書いてございますが、この中に委員長が入ることを明示するということで、「（委員長を含む）」ということで修正してございます。

もう一つは、3つ目のパラグラフです。委員の交代が同時にあることについて「委員全員が同時に交代する」ということで言葉を補って、一部は同時でも構わないけれども、全員がかわらないようにという修正をしてございます。

次のパラグラフでございますが、「基に」は漢字のミスでございます。

その次は「新委員会として引き続き十分な関係」というところを「円滑な意見・情報を交換しあう関係」と文章をよりよくするというでコメントをいただいたので、修正してございます。

その次の部分については「新委員会の決定を実現」ということで書いてございます。報告の徴収等は決定だけではなくて必要な情報を取得ということもあるかと思いますが、言葉を足した形で修正し、かつ「関係行政機関」と相手方を明示した上で関係の条文も括弧でつけ足しているところでございます。

それから、一番下のところでございますが、これは文章の適正化として直してございます。

次のページに行きまして、まず一つは「行政経験」という言葉。必ずしも行政だけである必要はないということで「実務能力」と直したところ。それから、専門分野としては、原子力だけではなくて「核不拡散」という特別なものもあるということで、これを書き加えた上で、経済産業省、文部科学省だけではなくて、関係省庁にも協力をお願いするというで、ここは追加で「関係省庁」というのを記載してございます。

それから、前回の議論で、国際機関の経験者のお話が出ましたので、それについて「また、国際機関への勤務経験を有する者の活用その他、任期付任用ポストの活用を図ることが考えられる。なお、この場合、任期終了後のキャリアパスへの配慮が必要となる」ということを書き加えてございます。

それから、利害関係者の関与の部分で、a、b、cとございます。cの部分は前回かなり議論があったところでございまして、城山先生に整理いただきました。

読み上げますと、

日本原子力研究開発機構や放射線医学総合研究所等の独立行政法人であっても、利害関係者としての側面を持つ場合には、出向者は受け入れないとするのが基本であるが、

受け入れる場合には、政策決定に関する業務には従事させないように組織を明確に分離するなど、国民の疑念を招かない措置を講ずることが必要である。

ということで、受け入れないのが基本であるけれども、もし仮に受け入れる場合としては、かなり厳しい要件として、ここにあるようなものも含めて、国民の疑念を招かない措置を講ずるということを記載してございます。

それから、次のdのところでございますが、これは組織的な支援として「外部機関の支援」と書いてございます。ここには「当人のキャリアパスへの配慮」とありましたけれども、これは外部の機関の話なので削除してございます。

それから、eの部分の注書きのところは、必ずしもこの条文を使う必要はないのではないかという御指摘が文部科学省からありましたので、この部分は削除いたしました。

それから、fの最後のところに「事務局を統括する指定職は重要であるため、体制を強化することが適切であり、共同事務局である関係省庁とは、十分な情報共有、協力の体制を作る事が望ましい」とありました。これは、ほかの部分、具体的に言いますと関係機関との協力のところになります。3ページ目の上から3つ目のパラグラフのところと同様の趣旨のことが書いてありますし、そもそもこの意味がちょっと不明確ではないかという御指摘もありましたので、削除いたしました。

修正に関しては以上でございます。

では、報告書のところについては、城山先生が到着しましたので、城山先生にお願いしたいと思います。

○森田座長 到着直後、早速で申しわけありませんけれども、見直しの案について御説明をお願いいたします。

○城山委員 済みません。遅くなりました。

今、御紹介いただいた資料1－2の修正をベースに資料2のほうについて御説明したいと思います。

これは、資料1－2の修正以前のものをベースにドラフトを書かせていただいて、それを委員の先生方に見ていただいて、急でありましたけれども、昨日コメントをいただいて、それで修文したものを現在出させていただいているというものであります。そういうことでありますので、本日は、見ていただいて、主としてどういうところをいじったかというところを中心に御説明をさせていただきたいと思います。

まず最初の部分のあたりは、余り実質的なところはありません。歴史の部分、6ページから7ページあたりの主として吉岡先生に御指摘いただいた表現の話等は、ほぼそれを入れる方で修正をさせていただいています。ただ、1か所、これも吉岡先生に御指摘いただいたのですが、原文のままにしている部分がありまして、7ページの(2)の最後の段落であります。「平成12年に策定された原子力研究開発利用長期計画は・・・具体的な指針にとどまらず・・・メッセージとしての役割を重視するものとなるなど」というのは、現状、当初の案のままにさせていただいています。

吉岡先生からいただいたコメントは、「具体的な指針にとどまらず」ではなくて、これが曖昧になっているということなので、それをちゃんと評価として書いたらどうかという御指摘で、必ずしもその評価自身に関して争いがあるという話ではないのですが、もともと文章としてあった表現をそのまま持ってきたということでもあります。この長期計画自身が自己規定をどうしているかということを書いている文章がありまして、その表現を持ってきたので、一応このままとしています。だからといって必ずしもそれに従うという論理的必然性はなく、我々として、12年で性格が変わった、曖昧化したということを明示的に書くべきだということが強くありましたら、それを入れることを全く排除するわけではありませんが、ここの部分は、その長期計画自身の自己規定の文書を、括弧は入れていませんけれども、持ってきたということで、一応このままの文章にさせていただいているところでもあります。

次に、9ページ以降が「原子力委員会の所掌事務と現状」というところです。これの中で言いますと、9ページの下の一最後の段落に「平和利用に関する政策としては、国際プルトニウム指針に基づき、我が国の・・・平成15年に『我が国におけるプルトニウム利用の基本的考え方』を決定し」というふうに書いているところがあって、これは佐藤委員の御指摘で、要するに国際プルトニウム指針があったからこの15年の考え方をつくったのではなくて、前からいろいろな流れがあるので、それをもうちょっと書き込むべきではないかという御指摘だったと思います。考え方としては、それを入れるのはやぶさかではないのですが、若干長くなってしまうのでバランスがどうかというところと、「国際プルトニウム指針に基づき」というのはこれまでの文章にいろいろ書いてあったので一応入れているのですが、これだけではないということを強調したいのであれば、逆にこれをとってしまうという手もあるのかなと思っています。ということで、一応、現状は、当初の案のとおりにしていますが、そこの部分をもうちょっとこのようにしたらいいということがあれば、そこは御指摘いただければと思います。

次ページ以降で言いますと、「福島」というのを一般的に書いているのを「東京電力福島第一原子力発電所」と明示的に限定して書いたほうがいいのか、そういったところは御指摘いただいたとおりに修正をしています。

あと、11ページ目の（４）の一段落目の最後ですが、この表現をちょっと変えております。これも佐藤委員からの御指摘に従って変えたところでもあります。

12ページの「（８）原子力利用に関する重要事項に関すること」の最後の段落です。これも結局、吉岡委員に御指摘いただいた点があるのですが、最終的な表現はそのままにさせていただいています。「原子力委員会が損害の処理及び損害の防止等に関する意見書の提出したときについて定めがあるが」というのは、「意見書を提出」ですね。これは一応このままにされていて、吉岡先生に修文いただいたものがあるのですが、この「とき」を抜くと、意見書を提出しなければいけないというような感じに若干読めてしまうところがある。あくまでも意見書を提出したときはこれをちゃんと伝えなければいけないという

のがもとの規定なので、もとの規定の文章のまま、現在の表現は「とき」というのを維持した形で書かせていただいています。

13ページの「3.」のところです。これは佐藤委員の御指摘だったと思いますが、新委員会というのは、なるべく早めにきちっと明示的に略称をつくって、以下は「新委員会」という表現をとったほうがいいのではないかとということがありましたので、2段落目のところで「原子力委員会又はその後継組織（以下「新委員会」という。）」という表現にしています。

次は、14ページであります。「③平和利用に関する政策について」の2行目ですが、「プルトニウムの利用」の後に吉岡委員の御指摘を入れて、「利用」だけではなくていろいろな形があり得ますので「・管理」という形にしているということでもあります。

その次の段落です。これは前回、山地委員から御指摘のあったところでもあります、海外プルトニウムの保管量の確認だけではなくて、同時に、国内における保管量の把握とセットの話なので、それを明示的にここに一文つけ加えて書いているということでもあります。

それから、この③については記述の順序についても若干御意見がありました。2段落目に規制委員会の話が入ってきて、最後にまた原子力委員会の話に戻っているのですが、入れかえたほうがいいのではないかと御意見もあったのですが、量の確認をするということと利用目的の妥当性の判断ということの順序は、このままのほうがいいのではないかとということでこのままにする。ただし、最後の段落は原子力委員会の話だということを明示的にわかるように表現を若干加えているということになります。

15ページの（4）は、1段落目の後半の表現になりますけれども、古城委員の御指摘を入れて、2つの文章を1つにつないで、表現を少しわかりやすくするような形にしたということになります。

（4）の2段落目のところも、佐藤委員の御指摘を入れて、表現を若干変えているということでもあります。

（7）ですが、これも「ツール」となっていたのを、佐藤委員の御指摘で「効果的な活動」と日本語に直して、意味が明示的に伝わるようにしたということでもあります。

以上が「3.」の部分で、続いて「4. 原子力委員会の組織に関する論点」のところであります。

ここの最初の部分はほとんど修正していなくて、19ページの（1）の下から2番目の段落とか最後の段落のところは、吉岡委員の御指摘で、先ほどの議論の取りまとめの中でも書いていただきましたが、「円滑な意見・情報を交換」とか「関係行政機関等からの報告」と、ここは明示的に書くことにしています。

それから（2）の前の最後の段落で言うと、これは決定のための情報ということで当初書いていたのですが、決定だけではなくて「審議に必要な情報を取得し」ということ。これも吉岡委員の御指摘をそのまま入れている形になります。

それから「（３）事務局機能について」の２行目から３行目のところです。「事務局として機能するためには、原子力、核不拡散に関する一定の専門知識とともに実務能力が必要となる」ということ。これは佐藤委員からの御指摘ですが、オーバーラップする部分もあるのですけれども、核不拡散というのは一つの平和目的利用とともに、重要な対象なので、ここにどういう能力が必要か、特に「核不拡散」ということを明示的に入れさせていただきました。

その上で、人員配置面での協力というのを、これまで出向を出しておられた経済産業省、文部科学省というのを例示しているのは変わりませんが、必ずしもそれに限られないだろうということで、文部科学省を含め、関係省庁には人員配置面での強い協力を求めるという表現にしてあります。

それから、a、b、c、特にcの部分は、前回の最後はかなり御議論をいただいたところですが、一応、日本原子力研究開発機構だけではなくて、放射線医学総合研究所等の独立行政法人については、原則は出向者は受け入れない、ただし、受け入れる場合には政策決定に関する業務には従事させないような組織的な区分が必要だということと、国民の疑念を招かないような措置を講ずる必要があるという表現を入れて、条件をつけてこうした独法については一定の扱いを認めるということにしてあります。国民の疑念を招かないというのは、人件費がどこから出るかも含めて、その透明度をきちっと高めることが必要だということが含意されているということになります。

このa、b、cは、事務局の中に人が入る話ですが、それ以外、組織間関係として外から新組織を支援するということがdとeで書かれておりまして、原子力機構についても、その組織的な支援の部分はeに書き分ける。これは組織の中に入る場合と組織間の話としてやる場合と切り分けているということで、いずれも原子力機構の話ではありますが、維持する形で分けておきたいと思います。ここも御指摘があった点ですが、現状維持であります。

それから、（４）の前のところには指定職の話を書いていたのですが、むしろ「（４）他の機関との関係」の最後のところにまとめて書けばいいということで、ここは指定職の話を削除しています。これは吉岡委員からの御指摘であります。

今申し上げた点が21ページの（４）の一番下に書かれているということであります。

最後「おわりに」です。「おわりに」の初めのところに経緯を書いてあります。先ほど説明は申し上げませんでした、5ページの「はじめに」というのがありますけれども、そこは淡々と書いてあります。どういう問題意識かということも必ずしも十分深掘りはされておられません、22ページのところは、今みたいな検討をどういう経緯でやったのかということに若干踏み込んで書いてあります。

どういうことかということ、事故を受けて国民の不信があり、核燃料サイクル技術等検討小委員会での不透明な議事運営の問題というのがあって批判を受けた、それで透明性の確保が大事なのだという問題意識を持ったということはこの「おわりに」の部分で明示的

に書いています。その上で、全体のまとめのエッセンスのようなことを次の１段落で書いているということです。

ここは、むしろ冒頭に持っていったほうがいいのではないかという御指摘もありました。最初の１ページを見ればわかるというようにするには、確かにそのほうがいいのですが、流れとしては、「おわりに」の冒頭部分にあったような問題意識があって、本文中の検討をやってこういうことにたどり着きましたという経緯をきちっと見せるほうが大事かなということで、今の原案では「おわりに」のところにまとめを書くという形を維持させていただいています。恐らく、１枚紙等でいろいろなところに説明されるときには、多分、こういうところがもっと冒頭に出た表現が出てくるかと思いますが、報告書としては、このような本文を踏まえた最後の総括という形がいいのではないかということで、それを維持させていただいていることになります。

最後、23ページのところです。名称の問題は前回御議論ありましたが、これは前回御議論あったまま書いています。つまり、こういう「原子力平和利用委員会」というものの提案があったということでありますが、我々としてそれについてどうするかという決定をするところまでは、最後でもあり、必ずしも十分議論できなかったのも、むしろここは、大臣、あるいは内閣のほうでしかるべく御判断いただくという形で記録に残しておくことにした次第であります。

以上です。

○森田座長　ありがとうございました。

増田委員から何か補足等ございますでしょうか。

○増田委員　特に私からは結構です。

○森田座長　よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、ただいま御紹介いただきました報告書案について審議をしていきたいと思います。時間も都合もありますので、全部あわせて、御指摘のあった点、御発言のあった点につきまして、今の説明で更に修正すべきであるとか、そうした御意見がございましたら、御発言をお願いしたいと思います。

吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員　歴史のうんちくとか、そういうところは小さい話なのでこのままでいいというふうに。ですから、全文、これについて異議があるわけではありません。

聞いているうちに若干思いついたのですけれども、長期計画、あるいは政策大綱というのがなくなってしまったわけです。あらゆる組織というのは、国立大学もそうですけれども、中期目標、中期計画というものを持っていて、それに基づいて査定を受けるわけです。原子力新委員会は別に査定を受けるということではないと思いますけれども、この委員会として何をやるのかというような中期計画みたいなものを持っていたほうがいいのではないかとふと思いました。

実は、規制委員会も発足の初期に規制政策大綱をつくるべきだと私などは言っていたわけですが、そういうのがあるかないかは、あったほうが、ああ、やるなというような形で、インパクトも、あるいは自分を励ますという機能も出てくるので、「おわりに」なのだろうと思いますけれども、そういう記述が若干あってもいいのではないかと思います。

○森田座長　ありがとうございました。

具体的にどこにどういう形で入れたらいいかということで御提案がございましょうか。

○吉岡委員　22ページの下から2行目。追加する場所としてはこういうところかなと。「新たな原子力委員会」と書いてあるけれども、「新委員会の活動については、中期計画的な」、「中期計画」と書いてはそれもちよっと困るかもしれませんが、「今後なすべきことについての計画を立てて取り組んでいく必要がある」とか「ことが重要である」ぐらいがいいのかもしれない。

○森田座長　ありがとうございました。

今の点について、

城山委員、どうぞ。

○城山委員　「計画」という表現がいいかどうかというのがあって、おっしゃられているとおり、組織として自らちゃんと目標設定をしてレビューしていくことが必要だという趣旨かと思いますので、そういうことに関する表現はその最後にとくに若干追記させていただくということかなと思います。

もう一つは、関連して若干触れているのは、16ページの下。これは白書の話念頭に置いて書いているところなのですが、「自ら課題を見つけるための効果的な活動」と「ツール」を変えたところですが、そういう中でも、ある種の自主的な、定期的に見ていく活動はツールとしてはあるという話です。ただ、それは手段として何を使うかという話なので、おっしゃられているように、確かに目標設定の話は触れていないので、そこは最後のところに「目標設定をしてレビューをしていくことはすべきだ」みたいなことを一言入れておくという形で対応できればいいかなと思います。

○森田座長　その辺はどう修正するか少し検討していただいて。

次に、寺島委員、手を挙げていらっしゃいましたけれども、どうぞ。

○寺島委員　私、3日前まで欧州を動いていたものですから、前回欠席して、欧州の状況等の報告も含めてちょっと発言させていただきます。

この議論の方向感を私としてももちろん共有します。特に、報告書の5ページのところあたりに、何のためにこの見直しを行ったのかという問題意識をきちっと。もう一つ踏み込んではどうかなと思うのが、多分、国家の原子力に関する責任がある関与というものの内実を示すための機関組織としての原子力委員会を見直したのだというのがここでのポイントだろうと私は思います。

総合原子力政策、ここで書かれている平和利用と不拡散という2つの柱に関して、日本国として総合的な原子力政策をにらんでいる、そういう組織が必要である。しかも、福島の実況、廃炉、核の最終処理、そういうことに関する国の責任をどうするのだというのが、今、国民の大変大きな問題意識だと思います。

それに対して、原子力委員会が果たす総括的な役割が、責任大臣を配置して、内閣府にそれを支える専門性の高い委員会を配置して対応していくのだという考え方を明確にしているというところがここでの見直しの骨格として非常に重要だろうと思います。したがって、国家の責任ある原子力に対する総合的対応という問題意識をこの見直しの方向感の中により明確に出してはどうかというのが、まず、私の1点目の意見です。

もう一点は、意見というより報告なのですが、私、フランス、英国と動いて、世界の原子力の状況は一段と複雑になってきたというのが印象だったわけです。御存じの方も多いと思いますが、英国が10月末に二十数年ぶりに新しい原子力発電のプロジェクトを決定し、その推進体制がフランスのEDFとアレバと中国核工業集団、中仏連合でイギリスで発電をやるということを決めたというわけです。しかも、原子力に関して、原子力を固定価格買取制度の対象にすることを決めた。それはなぜかということ、低炭素発電の電力、電源として固定価格の買取制度で原子力に対応することを決めたというわけです。更に、ここでも議論されていた廃棄に関する国としての体制をより明確にした組織体制をつくらうとしているとか、新たな動きが欧州で動いています。

こういう大きく複雑化していく世界の原子力の流れに対して、もう一点のポイントなのですが、世界的な原子力に総合的に対応しているIAEAという機関に日本国として向き合う組織が責任ある形として必要なのだというのが、思想的には、この原子力委員会をこういう形で存続させる大きな理由だろうと思います。

したがって、私の言いたいことは、修文については細かいことは申しませんが、基本的な思想のところで、国家の責任ある関与というものをより明示した組織論を模索したということと、世界の大きな変化に対して国際機関等に責任ある形で対応していける態勢を志向したということをやより明確にしてはというのが、現在はもう修文の段階ですから発言しておきたいポイントです。

以上です。

○森田座長　ありがとうございました。

今の思想、どういう哲学を反映させるかというのは、文章上、少し検討させていただきたいと思います。

城山委員、何かコメントありますか。

○城山委員　多分、何らかの形で入れさせていただくとすると、先ほど申し上げたように、「はじめに」は実は何も意図的に書いていないところで、環境条件の変化に従って見直したという話なので、むしろ「おわりに」のところに、推進とか規制とかいうことなく国としての責任ある関与が必要だという問題意識を。ここでは国民の不信感の話だけ書

いていますが、同時にもう一つ触れるということはあるかと思いますが、それがあつた種の哲学の部分になろうかと思ひます。

その上で、IAEAのところは余り目立つた形では書かれていないのですが、省庁連携の話だとか、人材のところもIAEA経験者を入れるとか、場合によっては任期つき職員という話を若干書いているのですが、あれなどは、こういうところで任期つき職員となつた人をIAEAに送り込むということも実は念頭に置いていることなので、そういう形の思想を受けるものは文章の中に断片は残っているという形で御理解いただければいいかと思ひます。

○寺島委員 細かいことにこだわらせんけれども、現在のIAEAの対応が、省庁が責任ある形で向き合っていることは大いに結構ですが、より統合的、総合的、戦略的に向き合ふなければだめだという問題意識が重要だと私は思ひていて、分担して大いにやりましようねというだけではだめだというところ。多分、皆さんの議論も、ここでの議論も流れがそうだったような気がします。

○森田座長 その点についてはこれまでかなり御議論があつたところでございまして、今回の文章の中でそれがどの程度反映されているか、更に、今、寺島委員がおっしゃつたようなことを強くあらわせるかどうかということは少し検討してみます。いずれにしましても、それについてはもう皆さん合意されているところだと思ひます。

続いて、佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 4点ほどあります。

1つは、先ほど城山委員から御指摘のあつた9ページの一番最後のところですが、私が大事だと思つたのは、その時系列の問題も1点ですが、もう一つは、ここで繰り返す御説明があつた、利用しないプルトニウムは保有しないという原則をここでもう一度きちつと書いておくことが大事なのではなからうか。

今、日本は余剰があり過ぎることが国際的に言われている中で、この表現が抜けると、避けているのではないかと。プルトニウム利用の基本的な考え方の中には入っているわけですから、避けているわけではないとは思ひますが、むしろ、せつかく早い段階から出てきた話なので、ここに入れておいてはどうかというのが私の意識でした。ここに入っているから結構だということであれば、この段階ですから申しませんが、私の考え方はそこが第1点です。

第2点は、14ページ③の最初のパラグラフの3行目の「例えば」は要らないのではないかと思ひます。というのは、前がプルトニウムのことであつて、後ろはプルトニウムのことだけではないので、ここで「例えば」を入れておくところとあつたので、これは単純に落とせばよろしいのではないか。

それから、19ページの一番下の行の「原子力の」というのは要らないのではないかと思ひます。せつかく「原子力、核不拡散に関する一定の専門知識とともに」と入れていただいたので、専門性を持った人材がないというところだけで、ここだけで原子力に絞ることではないのではないか。おわかりいただけるでしょうか。19ページの一番下の行。単純に、

専門性を持った人がいないというところ。

最後に22ページですが、真ん中のところ。これは前に持っていこうと申し上げたのですが、先ほどの御説明を伺って、それはそれで場所は結構なのですけれども、上の3つの○と下の3つの○の間をつないでいるところに「今後は委員会の中立性を確保しつつ、我が国の立場を発信するために」云々と書いてあるのですが、下の3つは何も我が国の立場を発信するためだけではないと思うので「我が国の立場を発信するために」は要らないのではないかと。それで、中立性を確保しながらこういうことをやっていく。

最後に、今、寺島委員のお話を伺っていて、IAEAとの関係です。この次のパラグラフに「世界各国と連携を図り」というのがありますが、そここのところにうまく「国際機関と」とかを入れられるのかなと思いました。これは、たった今思いついただけです。

私の意見は以上の点だけで、プルトニウムのあれは、せっかくあるので書いておいたらよろしいかなと思います。

○城山委員 後半の3つは全くそのとおりだと思いますので、そのまま入れさせていただいて、最初のところは、我々の解釈としては、一応基本的考え方に入っているだろうということだったので、入れるとすると、今、手元にないのですが、どういう表現。

○佐藤委員 単純に思っていたのは、よく言われている、どっちが正しいのかわからないのですが、かねて言われている「利用しないプルトニウムは保有しない」というのですか、原子力委員会が決められた基本原則がございますね。非常に早い段階から言われている。それを入れておかれたらどうかということだけです。

あとの後ろの利用の、実は基本計画に基づいてこれは3点あると思うのです。プルトニウムに対しての基本原則は、不必要なものは持たないということ、IAEAに報告しているということ、自主的にこの基本計画に基づいてこれは日本の独特のあれだという御説明を伺いましたけれども、各事業に発表、公表させている、この3つのことがきちっと書かれていることが大事だと私は思っているのです。

近藤委員長、あれは何という表現ですか。

○近藤委員長 一番最初は「余剰」という言葉を使ったのです。それが90年代にあったのですけれども、定義がわからないのです。そのときはまだ観念論の世界でしたから。そういうのを整理して15年のここに書かれている基本的考え方を出したのです。それを引用する方もいらっしゃるって、私ども、説明に舌をかむことがあるのです。私が委員長になってから自分でつくったからということもあるのですけれども、ここで過去の様々な議論を整理して、これが今、“憲法”として使われているというふうに私はかねがね主張しているところです。

○城山委員 そういう意味でいうと、この“憲法”に集約されているということで一応御理解いただけるといいのかなと。

○佐藤委員 あと、唯一残る問題は、このままだとIAEAとの公表の関係で日本とプルトニウムのあれが出てきたというような印象を与えてしまうので。

○近藤委員長 そこはこういうことなのです。そもそも国際プルトニウム指針というのも日本が提案してつくったのです。ですから、ここはずっと日本イニシアチブなのです。これはいわば国際社会の透明性向上という手段です。ですから、これはこれで1つ生きているのです。日本が提案してできた国際ルールを日本も遵守している、そういうことが書いてあるので、それはそれで1つなのですから、その後は、まさに日本国として利用目的のないプルトニウムを持たないという考え方なので、そこはそれで1つなのです。佐藤委員がおっしゃりたいのは、もう一つ何か加えるということですか。

○佐藤委員 私が言いたかった3点と申し上げたのは、その表現は、余剰から始まった、もともとの長い流れの原則をまず日本が言い出しているということがあるので、そこをまず1つ書いて、それから、IAEAの報告と事業者に対する実施報告。今、近藤先生が言われたことを踏まえて言えば、もしそういうことが言えるなら、日本の提案によってできた国際的なプルトニウム指針に従って報告していると。若干宣伝めいているかもしれませんが、その日本の提案に基づいてできたということを書き入れればと思いました。

○近藤委員長 それは別なのです。

おっしゃるところは、今のプルトニウム利用の基本的考え方には、原子力委員会としては、利用目的のないプルトニウム、すなわち余剰プルトニウムを持たないという原則を支援するとともに、それを受けてこの15年の具体的なアクションプランをつくったと書いてあるのですね。ですから、この15年の紙には両方書いてあるのです。それで一本化していいと。利用目的のないプルトニウムを持たないという委員会の決定紙、あれは長期計画に書いてあるのですか。決定文ですか。

○森田座長 このあたりの処理について事務局から少し補足を。

○石井参事官 ここについては、政策の紹介をするというよりは、所掌事務と現状。現状と言いますのは、主にこの12年ぐらい、要は省庁再編以降の原子力委員会の活動がどうなっているのかという整理をしておりますので、ここでは国際プルトニウム指針以降の話を書いているという整理でございます。過去にさかのぼりますと、それぞれ非常に膨大な歴史がありますので、いわば現状として、主にこの10年程度を中心に記載をさせていただいています。そういう整理でいかがでございましょうか。

○佐藤委員 私の言うこともだんだん枝葉末節になってきたような気がするのですが、先ほど城山委員が言われた冒頭の部分が要らないというのももったいないと思うのです。これは時系列を無視してひっくり返してしまうわけにはいきませんか。日本の指針を先に出して、またIAEAにも報告していると。

私もなぜそんなことを言うかという、今、日本が余剰プルトニウムを蓄えているということが国際的に余りにも言われるものですから、ここのところできちっと、日本の基本政策は変わっていないということを、しかも日本が非常に熱心だということを言うておくことが大事ではないか。そこから出ている発想です。もうこれ以上は申しません。

○森田座長 わかりました。ただ、この文章そのものは、宛名は大臣になるかと思います

けれども、原子力委員会の見直しについてどうすべきかという有識者会議の意見を提出する文書でございますので、もちろんこれは広く読まれてメッセージにはなりますけれども、余り詳細に解説するという類いのものではなくて、むしろ組織の部分についてきっちりと明確なメッセージを提出するというものですので、そのような観点から御理解いただければと思います。

○佐藤委員 わかりました。

○森田座長 ほかに。

では、小幡委員、どうぞ。

○小幡委員 基本的に、私が考えていたことを入れていただいているので賛成でございます。特に「おわりに」というところはよくまとまっていて、我が国の原子力をめぐりましては、この福島事故で環境の大変化がございましたが、そこで原子力委員会が新たにどのように見直されるべきかということ、特に原子力利用の推進を担うのではなくて、諸課題の管理・運営の視点から活動するという一番大事なところが「おわりに」のところで書かれているので、ここを読むと非常によくわかると思うのです。

1つだけ。ここに新しい原子力委員会の組織の在り方についての考え方を取りまとめているので、それはまさにそのとおりなのですが、そのほかにも大事なことがいろいろ書いてございます。例えば14ページのところは、先ほど佐藤委員が言われたプルトニウムの余剰を持たないという大切なところで、現状の、原子力委員会の妥当性確認は、今後、根拠をきちんと明らかにした形での確認とすべきだと。要するに、組織の在り方だけではなくて、若干踏み込んで、新たな組織がこのようにすべきだということまで一応書いてあります。まとめとしては、確かに組織の在り方だと思うのですが、更に任務を踏まえてのあるべき作用についても書かれているので、そこが記者発表とかメッセージのところでも何らか加えられればよろしいのではないかと思います。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

もうそろそろ御退席されるという方もいらっしゃる時間になってきましたので、急ぎたいと思います。

まだ残っておられました古城先生、どうぞ。

○古城委員 先ほどの佐藤委員の御意見にちょっと反対するようで申しわけないのですが、「おわりに」の「我が国の立場を発信するために」というところは消したほうがいいのではないかという御意見だったのですが、私は、「我が国の原子力の平和利用の立場に基づき」とか、そのようなことを何らかの形で入れたほうがいいのではないかと思います。要するに、これをやっているのは、今の日本の立場を対外的に発信するという意味もありますので、何らかの形で我が国の平和利用の立場を発信することも必要なのですよということを入れたほうがいいのではないかという気がいたします。

以上です。

○森田座長 佐藤委員、どうですか。

○佐藤委員 発信することの重要性については私は賛成です。ただ、この文脈で書くと、後ろの3つがそのためだけみたいになってしまうので、場所を移して書かれたら。その次の「世界各国と連携を図り」というところでもいいのではないかと思います。

○森田座長 ありがとうございます。

増田委員、どうぞ。

○増田委員 私も作成に携わっているので、文章は当然このままでいいと思います。今、各委員からお話いただいた点も最終的には委員長に御一任して、そこで修文していただければいいのではないかと私も受け取りました。

「おわりに」のところでこの名称のことについて若干記述がありました。私はこの書き方でいいと思うのですが、私の気持ちからすると、ここは政府のほうで最終的に全部お決めいただく部分ではないかと思います。そういう意味でのフリーハンドを政府のほうに是非持っていただければいいのではないかと思いますものですから、原子力委員会の名称のことについては、今の名称が非常に幅広い名称になっておりますので、これはこれでいいのではないかと私自身は個人的には思っているのですけれども、この書き方ですと、「原子力平和利用委員会」の名前だけが書いてあるので、どちらかという、そちらへ引きずられるような感じもあります。ですから、現状の名称でもいいのではないかとこの場で申し上げておいて、あとは政府のほうで諸情勢を考えてきちんとお決めいただければいいのではないかと。最後にその点だけちょっと申し上げておきます。

○森田座長 それは、一応御発言で、議事録で確認させていただくということでよろしゅうございますか。

○増田委員 そうですね。

○森田座長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

一応、今までの内容について整理させていただきますと、吉岡委員から、計画とか方針なり何なりに基づいて行うということを書いてはどうかという話と、寺島委員から、これは国家の責任といいましょうか、任務としてやるべきではないかという御意見もあったと思います。また、IAEAを含めて世界各国のそうした関係機関との連携をより強くあらわしたほうがいいという御意見もあったかと思います。そのあたりにつきましては、多分、22ページの「おわりに」の下から2つ目のパラグラフの修文を少し丹念にすれば大体カバーできるのではないかと私は考えたところでございます。

おおむねそういう形で、後は、今、増田委員から御発言ございましたように、最終的な文言については、城山委員、増田委員と私のほうに御一任いただければと思います。

最終的にそれでまとめる前に、今度は各省庁の方から、これについて更に御意見ございましたら御発言をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

では、規制庁、どうぞ。

○細川企画調査官 この報告でまとめていただいた上で、今後の見直しについては規制委員会としても必要な協力をさせていただきたいと思います。

その上で1点だけ、念のため、私どものスタンスだけ最後に申し上げておきたいと思うのです。

今後、平和利用に関する政策という部分が重点的な機能を担うことになりまして、平和利用を確保するためのいろいろな考え方ですとかルールづくりについて新しい原子力委員会のほうが中心的な役割を担っていかれると認識しております。その上で、私ども、規制という立場から平和利用の確保に関する規制を行っていくという関係になると考えているのですけれども、規制の実際に執行する段階で、そういった全体の政策とか考え方ときちんと整合がとれているかどうかの確認は必要なものではないかと考えております。これまでの有識者会議でも私どもから意見としては申し上げてきたところですが、特に15ページにあるような原子炉等規制法に基づくいわゆるチェックの機能については、少なくとも私どもとしては、全体の整合を図るという観点から、こういったブリッジをするような基本的な枠組みが必要ではないかというのは一応スタンスとしては申し上げておきたいと思います。

その上で、仮に廃止することになった場合でも、何らかのそういったものを担保するような法的な枠組みについては引き続き議論させていただきたいと考えているところでございます。

○森田座長 ありがとうございます。

御意見としては承っておきますけれども、これについてはかなり議論をした結果だと思えますので。

城山委員、何かございますか。どうぞ。

○城山委員 一応確認をしておく、この委員会での議論の考え方としては、政策の中で規制の在り方がどうかということは当然政策論議として確認をさせていただく。しかし、個別の規制の実施を確認するという意味での従来型のダブルチェックというのは、多分、この新委員会の役割ではないであろうというのがこの整理だったと思います。ただ、おっしゃるように、その間というのは、実務的なところはいろいろな調整なりコミュニケーションが必要なので、そここのところで多分、工夫なり調整させていただくというのがこの報告書としてのスタンスかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○森田座長 よろしいでしょうか。

経済産業省、どうぞ。

○畠山原子力政策課長 今の点で1点だけ、確認といえますか。

これはむしろ、規制庁、規制委員会にお尋ねしなければいけない話なのかもしれませんが、要は、そこで許可をするというときに、その原子力委員会、引き続く新委員会の意見を聞くのか聞かないのか。法律上、聞くということになっていたのがなくなる。ここまでの議論ではそういう議論だったと思いますが、それが許可を出すに当たって、

その規定がないことがすごく影響する。この場では、多分、影響しないだろうということでの議論だったわけですが、そこはそれでいいのですよねという確認。

というのは、もちろん、事実上意見を聞くことはできる。実際、プルトニウムバランスを含めて平和利用のところは新委員会できちっと見ていただくということにしているので、事実上意見を聞く。その設置許可のところについて特に支障が生じないということが確認できないと、許可が滞りなくいくのかどうかというところで若干不安を覚える。要するに、おっしゃった意味がどういう意味なのかがいまいちよくわからなかった点があるので、その点だけ確認させていただきたい。

○森田座長 これは、城山委員、よろしいですか。

○城山委員 とうか、むしろ規制庁。

○森田座長 規制庁がお答えください。

○細川企画調査官 実際に規制を担っている側からすると、その許可の段階でしっかりと平和利用が確保されているかというのは、我々に与えられたミッションですので、そこはしっかりと確認していくということでございます。

その上で、全体の政策の考え方、特に平和利用に関するルールとか、今後、形づくられていくものとの整合という部分について確認をしていただく必要があるのではないかなというのが我々のスタンスですので、課長がおっしゃられるように、直ちにそれによって取り返しのつかない問題が起こるとか、そういったところではないとは思いますが、全体のルールとの整合性という部分が規制の執行段階できちんと確保されているかどうかというところの確認の何らかの仕組みというのは必要ではないかというのが私どもの考えでございます。

○森田座長 では、審議官、どうぞ。

○後藤審議官 それは、今の後続規制でも法律上には何ら原子力委員会の確認などの規定が入っていないわけだから、これが仮に抜けたとしてもそこは全く変わらないわけです。だから、後続規制において今やっていることが全く変わらなければ、使用前検査、それから設工認についても基本的には今と変わらないということなので、何が変わるのかと聞かれたら、何も変わらないと思うのですけれども、今のお話はそこは何か変わる可能性があるというお話ですか。そこがちょっと見えないので、多分、経産省みたいな質問が出てくると思うのです。そこはちゃんと、規制庁は規制庁でしっかり規制をやっていきます、後は淡々と今と全く変わらずやっていくということではないのですか。そこが、後続規制について何か原子力委員会に求めているように聞こえたので、そこがちょっと変だなと思ったのです。

○細川企画調査官 そこは明確に否定しておきたいと思います。後続規制について、今、特に原子力委員会とのかかわりはない中で、それについてまで何か新たな関与を求めるということではございません。

○森田座長 よろしいですね。

ほかの省庁はいかがですか。よろしいですか。

近藤委員長、どうぞ。

○近藤委員長 1つは、佐藤委員がこだわっておられるのが気になっていて。9ページの利用目的を持たない原則というものを修飾語としてこの平成15年のものにつけ加えるぐらいならば非常に素直な表現なのかなというのが1つ。

もう一つは、15ページの頭の「国内での継続的なコミュニケーションの場を置くべきである」というのは、これは誰に対して言っているのかがちょっと読みづらいのです。新しい原子力委員会がこのコミュニケーションの場を持つのか、それとも外側につくれと言っておられるのか。これをクリアにしていきたいと思います。

私は、先ほどの寺島委員のお話との関係で言えば、これは一つのミッションとして読んでもいいのかなと思ってはいるのです。

○森田座長 これは、城山委員、いかがですか。

私自身は、まさに国内で一体化していないということで、国内でしっかりとした情報共有をすべきであるという14ページの一番下のところの意味だと理解をしていたのです。

○近藤委員長 それを新委員会が持つべきだと、置くべきという場所。

○石井参事官 ここについては、新委員会というより、なお書きで書いていまして、関係省庁も含めて戦略的にやる場を設けてはどうかということで、たしかこのとき記載したと記憶しております。原子力委員会でももちろん結構ですが、関係省庁の連絡の場としてこういうのがあって、又は戦略を共有する場があるということが重要であるという事実を御意見の中から書き込んだと。たしか、寺島先生からの御意見を反映したときにそういうふうには書き込んだと記憶しております。

○森田座長 よろしいですか。

○近藤委員長 皆さんは。

○森田座長 近藤委員長はそれで理解されました。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、本日は予定された時間がまいりました。もう一回、最終的に確認のためにお集まりいただくというのは大変でございますので、先ほどの点につきましては、一応、城山委員、増田委員、そして私のほうに御一任いただいて、最終的にはメールその他の手段で表現の確認をさせていただきたいと思いますが、そうした形でこれをまとめさせていただくことでよろしいでしょうか。

もう時間が参りましたし、退席を予定されている方もいらっしゃいますので、特に御発言を御希望の方だけにしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。

本日いただいた御意見につきましては、部分的な修正、その他の軽微な修正とか、表現上の問題なども若干あるようですので、それにつきましては、今言いました城山委員、増田委員と御相談の上、座長である私に御一任いただければと思いますので、よろしくお願

いたします。

最後に一言ずつということで、私も。

本報告書の内容につきましては、有識者会議の議論として取りまとめたものでございますけれども、今後、原子力委員会の在り方を検討するに当たりまして、検討される場では是非これを尊重して活用していただきたいと考えております。

また、各省におかれましても、今後、原子力委員会が意義ある活動ができるように是非積極的な御協力をお願いしたいと思います。

また、余計なことかもしれませんが、行政組織というのは、枠組みを決めただけで機能するというわけではございませんので、そこにどのような人材を配置して、実質的にどのような活動を行っていくかということが非常に重要だと思いますので、この点についても最後に確認をさせていただきたいと思います。

最後に、大臣から一言お願いいたします。

○山本大臣 これまで12回にわたって、大変お忙しい中、集中的に御議論いただきまして、まことにありがとうございます。きょうは会議の終会ということですので、私から一言御挨拶を申し上げたいと思います。

先ほど委員のどなたかからありましたが、私がこの会で1つ発言させていただいたのは、後書きにきちっと書いていただいていますけれども、やはり原子力委員会の在り方見直しの原点は忘れてはいけなとと考えております。平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた原子力利用の推進に対する国民の皆さんの厳しい見方があったということだと思っています。特に原子力委員会については、不透明な会議運営というか、これは仕組みの問題だと思っていますけれども、こういうことによって国民の方々から厳しい批判を受けた。この信頼を損ねる状況があったということは、これが見直しのきっかけになったのだということは原点として忘れてはならないと思っていましたが、これが後書きにきちっと入ったということは、大変感謝を申し上げたいと思っています。

本有識者会議の御検討の結果、これまでの原子力委員会は抜本的に見直すという方向を出していただいたと思っています。今後は、原子力利用の推進を担うのではなくて、原子力に関する諸課題の管理・運営の視点から活動するという在り方をお取りまとめいただきました。

新たな原子力委員会が活動するに当たっては、国民の信頼を得て、中立の立場で原子力の諸課題の解決に取り組んでいけるよう、私としても必要な取組を担当大臣として進めてまいりたいと考えております。今後、皆様方には様々な形で御協力をいただければ幸いです。

本報告書にお示しいただいた方向性については、先ほど森田座長からもございましたが、その趣旨を十分に踏まえ、今後、内閣府として設置法の改正など所用の措置を本格化させてまいりたいと思っています。

最後に、冒頭にも申し上げましたが、委員の先生方には、本当に短い間でのかなり集中

的な会議の開催となりまして大変な御負担をおかけしましたけれども、これまでの御協力と御苦勞に心から感謝を申し上げまして、御挨拶にかえたいと思います。

ありがとうございました。

○森田座長 どうもありがとうございました。

それでは、本当に短い間で皆さんの御協力を得まして何とかまとめることができたと思っております。どうもありがとうございました。少し時間をオーバーしましたけれども、これで最後でございます。終わらせていただきます。ありがとうございます。